

# みんなで守ろう選挙のルール

**✕ 政治家の寄附は禁止！ ✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！**

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも**法律で禁止**されています。

例えば、このようなことは禁止されています



**結婚祝**  
(政治家本人が出席しない場合は  
罰則の対象となります。)



**香典**  
(政治家本人が出席しない場合は  
罰則の対象となります。)



**✕ 病氣見舞い**



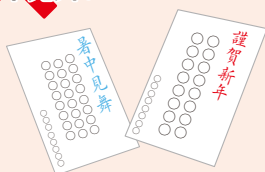
**✕ 落成式・開店祝いや葬式の  
花輪・供花**



**✕ 入学祝・卒業祝**



**✕ 選挙区内の人への年賀状や  
暑中見舞い**



**✕ 後援団体による寄附**



**政治家は  
贈らない  
有権者は  
求めない**